# otsuchi information

### 防災

#### 全国瞬時警報システムの 放送訓練について

11月14日(火)午前11時00分ごろ 全国瞬時警報システム (Jアラート)\*の 放送訓練を実施します。町内に設置し ている防災行政無線及び防災ラジオか ら、次のように放送されます。

#### 【放送内容】

トりチャイム音

「これは、Jアラートのテストです。」×3 「こちらは、防災大槌広報です。」 下りチャイム音

- ※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃 などの緊急情報を、国から人工衛星など を通じて瞬時にお伝えするシステムです。
- 問 危機管理室 1 0193-42-8781

#### 移転先住宅団地の宅地期限 付再募集のお知らせ

町は、防災集団移転促進事業で募集 を行った防集宅地について、辞退など の理由により当選者のない宅地の期限 付再募集を行います。

- ■募集する下記の住宅団地の詳細につ いては、大槌町ホームページをご覧い ただくか、都市整備課までお問い合わ せください。
- ▽沢山②団地9画地
- ▽末広町団地 54 街区1画地
- ▽寺野臼澤団地2街区5画地
- ■募集期間 11月10日(金) から17日 (金)の平日(受付時間9:00~17:00)
- ※期限までに申込みがない場合、11月 20日(月)から随時募集に切り替えます。
- 問 都市整備課 町方地域担当班 Tel 0193-42-8723

#### 災害公営住宅の入居者を募集します

- ■申込期間 別表をご確認ください。
- ■申込方法 入居申込書に必要事項を記入し、大槌住宅管理センターにご提出くだ さい。郵送による申込みも受け付けます。
- ■申込先

〒028-1121 大槌町小鎚第 26 地割 172 番地 1 大槌住宅管理センター宛

- ■申込書の配布 申込開始日より大槌住宅管理センターで配布します。町ホームペー ジから、印刷することもできます。
- ■入居要件等 詳しくは募集案内をご確認ください。
- ①申込期間 11月6日(月)~11月20日(月)まで定期募集 (申込多数の場合は、選考・抽せんとなります。期間内に申込がない場合は、随 時募集に移行します)

住宅名	建物形式など	入居の予定時期	間取り・戸数
源水町営住宅	長屋タイプ ・木造 (1 階は駐車場等) ・ペット飼育不可	平成 30 年 1 月頃	1DK:1戸 ※部屋番号 F-4
末広町町営住宅	集合タイプ ・RC 造 ・ペット飼育不可	平成 30 年 1 月頃	2DK (A):1戸 ※部屋番号 502
吉里吉里第2町 営 住 宅	戸建タイプ ・木造 ・ペット飼育可	平成 30 年 1 月頃	4DK:1戸 ※棟番号 F棟
御社地町営住宅	集合タイプ ・RC 造 ・ペット飼育不可	平成 30 年 2 月予定 ※現在建設中	2DK (A):1戸 2DK (B):1戸 3DK:1戸 3DK:1戸 ※3戸とも部屋番号未定 3DKのみ2人以上の 世帯対象
寺野・臼澤第3 町営住宅(仮称)	戸建タイプ ・木造 ・ペット飼育可	平成 30 年 6 月予定 ※現在設計中	4DK:1戸 ※棟名未定 3人以上の世帯対象

②申込期間 11月10日(金) 9:00 から随時募集

(募集開始時に複数の応募がある場合は、抽せんとなります。募集戸数がなくなり 次第、終了します)

住宅名	建物形式など	入居の予定時期	間取り・戸数
末広町町営住宅	集合タイプ ・RC 造 ・ペット飼育可	入居決定後	2DK (A):1戸 ※部屋番号 208
吉里吉里第2町 営 住 宅	長屋タイプ ・木造 ・ペット飼育可	入居決定後	2DK (A):1戸 ※部屋番号 G-3
安 渡 第 2 町 営 住 宅	戸建タイプ ・木造 ・ペット飼育可	入居決定後	3DK:1戸 ※棟名 F棟 2人以上の世帯対象

問 大槌住宅管理センター IEL 0193-27-8440

#### 【町道花輪田寺野線】交通規制のお知らせ

三陸沿岸道路工事のため、下記のとおり町道花輪田寺野線の交通規制を実施します。御理解と御協力をお願い 申し上げます。

#### (夜間全面通行止)

【橋の架設作業、足場組立作業】

11月20日(月)~24日(金)の 5日間

(25日(土)まで荒天順延あり)

■実施時間 各日 21:00~翌6:00まで

※案内看板、誘導員を配置しますので、案内に 従って御通行ください。

- 問(事業に関して)国土交通省南三陸国道事務所 [担:青木] [L 0193-29-1625
- **間 (工事に関して) ㈱横河住金ブリッジ** 〔担:山本〕 № 0193-27-6416



#### 森林の伐採には届出が必要です

森林は所有している人の財産であるばかりでなく、水源涵養や地球温暖化防止などの役割を果たすなど、地域社会 にとって貴重な資源でもあります。

森林を適切に維持管理するため、森林を伐採する場合は市町村長に届出することが法律で定められています。

また、平成29年4月1日から伐採後、造林完了後の森林状況について、市町村長に報告することが義務付けられました。

自分で伐採するときは

森林所有者の あなたが

業者に伐採を依頼(販売) するときは

あなたと伐採業者との 連名で

伐採する前に、市町村長に 伐採届出書を提出しましょう!

造林が完了したときは

あなたと造林業者との 連名で

造林した後に、市町村長に 森林状況報告書を提出しましょう!

【伐採するとき】■届出時期 実際に伐採を始める90日から30日前まで。

伐採する森林の所在する市町村長。

【造林したとき】■報告時期 造林が完了した後30日以内。 造林した森林の所在する市町村長。 問 農林水産課 農林班 Tel 0193-42-8717



保安業務、各種ガス機器・住宅設備機器の販売

## 後藤プロパン

大槌町大槌 24-30-14 TEL 0193-42-4333

応援します!





13 広報おおつち 2017.11 OTSUCHI TOWN | 12